

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211) 2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 一
- 保安林の指定の予定(三件) (森林整備課) 二
- 保安林の指定実施要件の変更 (同) 三
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始(二件) (同) 五
- 建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第一号に掲げる者 (建築宅地課) 五
- と同等以上の知識及び技能を有する者の指定 (東部地方振興事務所) 六
- 土地改良事業計画変更の適当の決定 (契約課) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (同) 八
- 教育委員会定例会の開催 (選挙管理委員会) 八
- 選挙管理委員会 (同) 八
- 政治団体の届出 (同) 八
- 政治団体の届出事項の異動届 (同) 八
- 政治団体の解散届 (同) 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分) (同) 九
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (同) 九

告 示

○宮城県告示第九百七十三号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 フルハウス

一 代表者の氏名 飯島 茂

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区四郎丸字前九十二番地

三 定款に記載された目的 この法人は、誰もが共に生きていくことができる社会の実現を目指し、障害のある人もない人も共に働き共に働く場の運営や支援、及び、生活の場の運営や支援等を行い、私たちの暮らす仙台・宮城の地の福祉活動の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年九月二十九日

○宮城県告示第九百七十四号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地 指定障害福祉サービスの種類 設置者名 指定年月日

○四一〇三〇二〇一〇六 塩竈市ひまわり園二丁目一十番一 児童デイサービス 特定非営利活動法人さわおとの森 平成二十年十月一日

○宮城県告示第九百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業大瓜東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十月十六日から平成二十年十一月十四日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市雄勝町名振字鮑石一の一、字長者窪一の一、字長者峯一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字大畑二二四の七、二二四の九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市登米町大字日根牛字北沢山五〇の一五、五〇の一六、五〇の一八、五〇の三五、二二八の九七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台広長字八色一七の一、二〇の一、二〇の二、二二の一、二三から二八まで

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年十月三日

二 商号又は名称等

株式会社大友木 大友章由	株式会社相澤製 相澤建樹	株式会社たかはし 高橋彰	株式会社桑折土 桑折正彦	株式会社大友木 大友章由	株式会社相澤製 相澤建樹	株式会社たかはし 高橋彰	株式会社桑折土 桑折正彦	株式会社大友木 大友章由	株式会社相澤製 相澤建樹	株式会社たかはし 高橋彰	株式会社桑折土 桑折正彦
仙台区二丁目十 四・十五	多賀城市栄二丁目六・ 五十三	栗原市若柳字川北元町 十一・二	栗原市一迫字三嶋十七 一	仙台区二丁目十 四・十五	多賀城市栄二丁目六・ 五十三	栗原市若柳字川北元町 十一・二	栗原市一迫字三嶋十七 一	仙台区二丁目十 四・十五	多賀城市栄二丁目六・ 五十三	栗原市若柳字川北元町 十一・二	栗原市一迫字三嶋十七 一
第三千六百七号	般・特・十九 第八百七号	般・十八 第十五十九号	般・特・十七 第九十二号	第三千六百七号	般・特・十九 第八百七号	般・十八 第十五十九号	般・特・十七 第九十二号	第三千六百七号	般・特・十九 第八百七号	般・十八 第十五十九号	般・特・十七 第九十二号
全部廃業 大工工事業	全部廃業 土木工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	全部廃業 大工工事業	全部廃業 土木工事業 建築工事業 鉄筋工事業 鋼構造物工事業 ブリック工事業 タイル・れんが工事業 屋根工事業 石工事業 左官工事業 とび・土工事業	全部廃業 大工工事業	全部廃業 土木工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	全部廃業 大工工事業	全部廃業 土木工事業 建築工事業 鉄筋工事業 鋼構造物工事業 ブリック工事業 タイル・れんが工事業 屋根工事業 石工事業 左官工事業 とび・土工事業	全部廃業 大工工事業	全部廃業 土木工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	全部廃業 大工工事業	全部廃業 土木工事業 建築工事業 鉄筋工事業 鋼構造物工事業 ブリック工事業 タイル・れんが工事業 屋根工事業 石工事業 左官工事業 とび・土工事業
平成二十年 九月五日	平成二十年 九月一日	平成二十年 九月一日	平成二十年 九月二日	平成二十年 九月五日	平成二十年 九月一日	平成二十年 九月一日	平成二十年 九月二日	平成二十年 九月五日	平成二十年 九月一日	平成二十年 九月一日	平成二十年 九月二日

菅野 敏明 菅野建築	有限会社山和塗 装工業 山戸田 和男		東建産業株式会 社 高橋 睦夫	光機電工業株式 会社 永野 信子	渡邊舗装有限会 社 渡邊 義憲	丸藤建設株式会 社 佐藤 正	有限会社柴田瓦 屋 佐藤 十吉	相馬セメント工 業株式会社 但野 繁子	有限会社大沼電 大沼 實
六	仙台市若林区沖野二丁目一七・一八		仙台市青葉区春日町三・八	仙台市泉区南光台東三丁目三・五	大崎市古川下中目字浦小路十一	栗原市栗駒若ヶ崎下小路十二・一	柴田郡村田町大字足立字境田一・三五	仙台市宮城野区萩野町一丁目二・一七	柴田郡村田町大字村田字石生八・一
般・十七 第一万三千九 百五十四号	般・十八 第一万三千四 百九十号		般・十八 第一万三千三 百三十二号	般・十七 第一万九百 十三号	般・十八 第一万二百九 号	般・十八 第八千九百十 二号	般・十八 第四千五百八 十七号	般・十七 第三千七百二 十七号	般・十九 第三千三百三 十四号
一部廃業 一般建設業 建築工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	全部廃業 一般建設業 大工工事業 板金工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業		全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 内装仕上工事業	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 屋根工事業	全部廃業 一般建設業 タイル・れんが・ ブロック工事業	全部廃業 一般建設業 電気工事業
平成二十年 九月九日	平成二十年 九月九日		平成二十年 九月十日	平成二十年 九月十一日	平成二十年 九月四日	平成二十年 九月十二日	平成二十年 九月五日	平成二十年 九月十日	平成二十年 九月十二日

コベルクフォー ム株式会社 高橋 秀樹	仙台市泉区松森字鹿島十五・十四	般・十七 第一万六千七 十号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 内装仕上工事業	平成二十年 九月十二日
有限会社桑折運 輸 富子 桑折 富子	栗原市一迫字三嶋十七	般・十九 第一万六千七 百一十号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年 九月二日
株式会社セメン テックス 小野 直子	仙台市太白区郡山四丁目十二	般・十五 第一万七千九 十号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 管工事業 水道施設工事業	平成二十年 九月二日
有限会社エコー ジホーム 和田 誠	仙台市若林区大和町一丁目一三・二一	般・十八 第一万七千七 百三十五号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 九月二日
株式会社共立 鈴木 久也	登米市登米町寺池鉄砲町七十四・二	般・二十 第一万八千二 百一十号	一部廃業 管工事業	平成二十年 九月八日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 角田山元線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市枝野字青木一五五番七三地先から	前	一五・〇	一三〇・〇

同市枝野字北島八九番一地先まで

後 二一〇・〇
二二・〇
三三・五

○宮城県告示第九百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	角田山元線	角田市枝野字青木一五五番七三地先から同市枝野字北島八九番一地先まで	平成二十年十月十日

○宮城県告示第九百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森柴田線	角田市枝野字北大坊一六番一地先から同市枝野字北島一七番一地先まで	平成二十年十月十日

○宮城県告示第九百八十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一次の表の学校種別の欄に掲げる学校において、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業し

た後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校種別	指定科目	経験年数
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
防衛省設置法（昭和十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発短期大学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	二年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	四年

（注）指定科目の欄に掲げる科目の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあつては、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては、短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては、高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 一次の表の学校種別の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校種別	修業年限	指定科目	経験年数
------	------	------	------

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第十六号)による中等学校	一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。)	五年
学校教育法による中学校	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。)	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。)	四年
学校教育法による中学校	一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	三年

(注) 指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては、

専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第一号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校種別の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の指定科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校種別	修業年限	指定科目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。)	一年
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	二年
学校教育法による中学校	一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	三年
学校教育法による中学校	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	三年
学校教育法による中学校	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。)	四年

一年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。)	五年
----	---	----

(注) 指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に二級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関を卒業し、建築に関する実務の経験を各教育機関ごとに定めた建築に関する実務経験の年数に満たない者で、施行日以後の建築に関する実務経験の年数を合わせて各教育機関ごとに定めた年数以上を有することとなる者
- 施行日前から引き続き二級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関に在学する者で、施行日以後にこれらの教育機関を卒業した後、施行日前に二級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関ごとに定めた建築に関する実務経験の年数以上を有することとなる者
- 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十八に規定する建築設備士七前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有する者と認める者

附則

- この告示は、平成二十年十一月二十八日から施行する。
 - 昭和二十六年宮城県告示第五百三十四号は廃止する。
- 宮城県告示第九百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、石巻市北方土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和 泉 長 衛

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業(維持管理事業)変更計画書の写し

公 告

二 縦覧期間
平成二十年十月十日から平成二十年十一月十日まで

三 縦覧場所
石巻市役所、石巻市役所河北総合支所、石巻市役所桃生総合支所、登米市役所及び登米市役所津山総合支所

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 購入物品（気象測器（六式））
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十一年三月二十五日
 - 4 納入場所 女川モーターリングステーション他
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
 - 3 2 以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 公告の日から開札の日まで指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 6 当該物品に対して迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
 - 7 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一

- ・三三三三三）へ平成二十年十月二十七日午後五時までに申請すること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 書八 治 電話〇二二・二二一・三三三三三）
 - 2 入札説明書の交付期限
平成二十年十月三十一日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十年十月二十九日まで1あて必着のこと。
 - 3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年十一月七日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 4 入札書の提出期限及び場所
(一) 日時 平成二十年十一月二十日午後五時まで
(二) 場所 1に同じ。
 - (三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の場所及び日時までとする。
 - 5 入札執行の日時及び場所
平成二十年十一月二十一日午前十時 第一入札室（宮城県行政庁舎二階）
- 四 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。
 - 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to Be Procured : A meteorological surveying instrument (set)

2 Deadline for Delivery : March 25, 2009.

3 Place of Delivery : Onagawa Monitoring Station and other locations.

4 Deadline for Bid : November 20, 2008, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Osamu Chubachi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3333

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十年十月十日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十年十月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

2 学校教職員人事異動方針について

3 県立特別支援学校校則の一部改正について

4 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

みらい政経懇話会 志賀 満 由良 博 黒川郡富谷町成田四・一九・九 平成二十年九月一日

我妻稔後援会 佐藤 忠夫 我妻 正夫 刈田郡蔵王町宮字松原八三八 平成二十年九月八日

さい清志後援会 庄司 久治 吾妻 隆夫 柴田郡大河原町金ヶ瀬字大橋三七 平成二十年九月十二日

さい清志と元気なま 庄司 久治 吾妻 隆夫 柴田郡大河原町金ヶ瀬字大橋三七 平成二十年九月十二日

ちをつくる会 庄司 久治 吾妻 隆夫 柴田郡大河原町金ヶ瀬字大橋三七 平成二十年九月十二日

○宮選管告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
自由民主党宮城県大樹支部	千葉 靖也	会計責任者	山崎 泰正	飯沢 慎一	平成二十年九月三日
民主党宮城県第4区総支部	石山 敬貴		三浦 幸治	竹谷 英昭	平成二十年九月十六日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
風間康静後援会	西谷 義弘	主たる事務所の所在地	白石市字沢目五六・一	白石市柳町六	平成二十年九月二日
翁山会	今野 雄紀	会計責任者	今野 雄紀	遠藤 夏子	平成二十年九月九日
我妻稔後援会	遠藤 忠良	代表者	遠藤 忠良	佐藤 忠夫	平成二十年九月十日
松利会	安部 孝	会計責任者	安部まなみ	安部 則子	平成二十年九月十六日
同	同	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町三・一七	宮城県利府町青葉台一・二二・七	平成二十年九月十六日
阿部敏後援会	氏家 鴻堂	代表者	氏家 鴻堂	氏家 清弘	平成二十年九月十八日
同	同	会計責任者	熊谷 繁	高橋 幸市	平成二十年九月十八日
安住淳連合後援会	佐藤 文志	代表者	佐藤 文志	大和 正	平成二十年九月二十二日
山田としお宮城県後援会	木村 春雄	会計責任者	佐藤 純一	阿辺 英明	平成二十年九月三十日

○宮選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
斎藤とし子の会	齋藤 敏子	平成二十年九月十七日	平成二十年九月十七日
塩釜信友会	吉田 孝	平成二十年九月一日	平成二十年九月三十日

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	齋藤とし子の会	報告年月日	平成20年9月17日	収入・支出の総額	0円
1 収入				0円	
2 支出				0円	
3 収入・支出の内訳				0円	
4 収入の内訳				0円	
5 支出の内訳				0円	
6 収入・支出の内訳				0円	
7 収入の内訳				0円	
8 支出の内訳				0円	
9 収入・支出の内訳				0円	
10 収入の内訳				0円	
11 支出の内訳				0円	
12 収入・支出の内訳				0円	
13 収入の内訳				0円	
14 支出の内訳				0円	
15 収入・支出の内訳				0円	
16 収入の内訳				0円	
17 支出の内訳				0円	
18 収入・支出の内訳				0円	
19 収入の内訳				0円	
20 支出の内訳				0円	
21 収入・支出の内訳				0円	
22 収入の内訳				0円	
23 支出の内訳				0円	
24 収入・支出の内訳				0円	
25 収入の内訳				0円	
26 支出の内訳				0円	
27 収入・支出の内訳				0円	
28 収入の内訳				0円	
29 支出の内訳				0円	
30 収入・支出の内訳				0円	
31 収入の内訳				0円	
32 支出の内訳				0円	
33 収入・支出の内訳				0円	
34 収入の内訳				0円	
35 支出の内訳				0円	
36 収入・支出の内訳				0円	
37 収入の内訳				0円	
38 支出の内訳				0円	
39 収入・支出の内訳				0円	
40 収入の内訳				0円	
41 支出の内訳				0円	
42 収入・支出の内訳				0円	
43 収入の内訳				0円	
44 支出の内訳				0円	
45 収入・支出の内訳				0円	
46 収入の内訳				0円	
47 支出の内訳				0円	
48 収入・支出の内訳				0円	
49 収入の内訳				0円	
50 支出の内訳				0円	
51 収入・支出の内訳				0円	
52 収入の内訳				0円	
53 支出の内訳				0円	
54 収入・支出の内訳				0円	
55 収入の内訳				0円	
56 支出の内訳				0円	
57 収入・支出の内訳				0円	
58 収入の内訳				0円	
59 支出の内訳				0円	
60 収入・支出の内訳				0円	
61 収入の内訳				0円	
62 支出の内訳				0円	
63 収入・支出の内訳				0円	
64 収入の内訳				0円	
65 支出の内訳				0円	
66 収入・支出の内訳				0円	
67 収入の内訳				0円	
68 支出の内訳				0円	
69 収入・支出の内訳				0円	
70 収入の内訳				0円	
71 支出の内訳				0円	
72 収入・支出の内訳				0円	
73 収入の内訳				0円	
74 支出の内訳				0円	
75 収入・支出の内訳				0円	
76 収入の内訳				0円	
77 支出の内訳				0円	
78 収入・支出の内訳				0円	
79 収入の内訳				0円	
80 支出の内訳				0円	
81 収入・支出の内訳				0円	
82 収入の内訳				0円	
83 支出の内訳				0円	
84 収入・支出の内訳				0円	
85 収入の内訳				0円	
86 支出の内訳				0円	
87 収入・支出の内訳				0円	
88 収入の内訳				0円	
89 支出の内訳				0円	
90 収入・支出の内訳				0円	
91 収入の内訳				0円	
92 支出の内訳				0円	
93 収入・支出の内訳				0円	
94 収入の内訳				0円	
95 支出の内訳				0円	
96 収入・支出の内訳				0円	
97 収入の内訳				0円	
98 支出の内訳				0円	
99 収入・支出の内訳				0円	
100 収入の内訳				0円	
101 支出の内訳				0円	
102 収入・支出の内訳				0円	
103 収入の内訳				0円	
104 支出の内訳				0円	
105 収入・支出の内訳				0円	
106 収入の内訳				0円	
107 支出の内訳				0円	
108 収入・支出の内訳				0円	
109 収入の内訳				0円	
110 支出の内訳				0円	
111 収入・支出の内訳				0円	
112 収入の内訳				0円	
113 支出の内訳				0円	
114 収入・支出の内訳				0円	
115 収入の内訳				0円	
116 支出の内訳				0円	
117 収入・支出の内訳				0円	
118 収入の内訳				0円	
119 支出の内訳				0円	
120 収入・支出の内訳				0円	
121 収入の内訳				0円	
122 支出の内訳				0円	
123 収入・支出の内訳				0円	
124 収入の内訳				0円	
125 支出の内訳				0円	
126 収入・支出の内訳				0円	
127 収入の内訳				0円	
128 支出の内訳				0円	
129 収入・支出の内訳				0円	
130 収入の内訳				0円	
131 支出の内訳				0円	
132 収入・支出の内訳				0円	
133 収入の内訳				0円	
134 支出の内訳				0円	
135 収入・支出の内訳				0円	
136 収入の内訳				0円	
137 支出の内訳				0円	
138 収入・支出の内訳				0円	
139 収入の内訳				0円	
140 支出の内訳				0円	
141 収入・支出の内訳				0円	
142 収入の内訳				0円	
143 支出の内訳				0円	
144 収入・支出の内訳				0円	
145 収入の内訳				0円	
146 支出の内訳				0円	
147 収入・支出の内訳				0円	
148 収入の内訳				0円	
149 支出の内訳				0円	
150 収入・支出の内訳				0円	
151 収入の内訳				0円	
152 支出の内訳				0円	
153 収入・支出の内訳				0円	
154 収入の内訳				0円	
155 支出の内訳				0円	
156 収入・支出の内訳				0円	
157 収入の内訳				0円	
158 支出の内訳				0円	
159 収入・支出の内訳				0円	
160 収入の内訳				0円	
161 支出の内訳				0円	
162 収入・支出の内訳				0円	
163 収入の内訳				0円	
164 支出の内訳				0円	
165 収入・支出の内訳				0円	
166 収入の内訳				0円	
167 支出の内訳				0円	
168 収入・支出の内訳				0円	
169 収入の内訳				0円	
170 支出の内訳				0円	
171 収入・支出の内訳				0円	
172 収入の内訳				0円	
173 支出の内訳				0円	
174 収入・支出の内訳				0円	
175 収入の内訳				0円	
176 支出の内訳				0円	
177 収入・支出の内訳				0円	
178 収入の内訳				0円	
179 支出の内訳				0円	
180 収入・支出の内訳				0円	
181 収入の内訳				0円	
182 支出の内訳				0円	
183 収入・支出の内訳				0円	
184 収入の内訳				0円	
185 支出の内訳				0円	
186 収入・支出の内訳				0円	
187 収入の内訳				0円	
188 支出の内訳				0円	
189 収入・支出の内訳				0円	
190 収入の内訳				0円	
191 支出の内訳				0円	
192 収入・支出の内訳				0円	
193 収入の内訳				0円	
194 支出の内訳				0円	
195 収入・支出の内訳				0円	
196 収入の内訳				0円	
197 支出の内訳				0円	
198 収入・支出の内訳				0円	
199 収入の内訳				0円	
200 支出の内訳				0円	

ア	その他の収入	34,000 円
	10万円未満の収入	34,000 円
合計		34,000 円
(2) 支出の内訳		
ア	経常経費	29,534 円
イ	人件費	29,534 円
イ	政治活動費	70,800 円
イ	組織活動費	70,800 円
合計		100,334 円

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年十月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

資金管理団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
松利会	安部 孝	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町三・一八	宮城県利府町青葉台一・二二・七	平成二十年九月十六日